

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：埼玉県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置のため （車両系鉱山機械のため）	発生日時： 平成29年12月6日（水） 9時50分頃	罹災者数	死	重	軽	計
		－	－	1	1	
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 23歳、製品梱包作業員、直轄、 勤続年数：10ヶ月、担当職経験年数：10ヶ月						
罹災程度：左足背内側部汚染圧挫創、左第1趾末節骨及び基節骨々折、左第2・3趾中 足骨々折、左第1・2中足骨基部靭帯離開（休業日数：11日）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は、8時45分頃から屋外ヤードにおいて、フォークリフトを使用し、フレコンバッグ（1袋：直径約1～1.2m、高さ約1m、重量約1t）の移動作業に従事していた。</p> <p>9時50分頃、3段積み（高さ：約3m）一番上に積んであるフレコンバッグを移動するため、吊り紐をフォークリフトの左側フォーク（通称：爪）に掛け後退しながら、フレコンバッグを下ろした際、フォークリフトのバランスが崩れ、車体が左側に傾き転倒した。</p> <p>フォークリフトが転倒する際にゆっくり左側へ傾いたため、罹災者は、シートベルトを外し車外へ飛び降り、地面にしゃがみ込んだが、しゃがみ込んだ所にフォークリフトが倒れ、ヘッドガードに左足を挟まれ罹災した。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>○フレコンバッグをフォークリフトの片爪で吊ったためバランスを崩した。</p> <p>○フォークリフトを後退させながらフレコンバッグに降下操作を行ったため、重心の変動が生じた。</p> <p>○フレコンバッグの取り扱いに関する危険性について、手順書等で定められていなかった。</p> <p>○保安教育の習得程度を教育終了時本人確認を行ったが、実務での履行状況は確認していなかった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>○フォークリフト運転席に片爪による吊り下げ禁止及び移動中のマスト操作禁止を表示。</p> <p>○作業手順書の見直し。</p> <p>○見直した作業手順書の周知及び教育の実施。</p> <p>○教育内容の検証及び効果について確認する体制及び方法の見直し。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○車両系鉱山機械の使用方法及びはい作業の作業方法若しくは作業手順は、安全かつ適正な使用方法及び作業方法若しくは作業手順を定めましょう。</p> <p>○鉱山において定めた使用方法及び作業方法若しくは作業手順は鉱山労働者に周知</p>						

しましょう。

○鉱山労働者に対する保安教育の程度を検証し、効果的な保安教育を実施しましょう。

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

＜鉱山保安法令＞

- ・保安教育（鉱山保安法第10条第1項）
- ・保安規程（鉱山保安法第21条）
- ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条・鉱業権者が講ずべき措置事例第10章）

＜労働安全衛生法令＞

- ・主たる用途以外の使用の制限（労働安全衛生規則第151条の14）
- ・使用の制限（労働安全衛生規則第151条の20）
- ・はいくずし作業（労働安全衛生規則第431条第1項及び第2項）
- ・講習科目の範囲及び時間（フォークリフト運転技能講習規程第2条・はい作業主任者技能講習規程第2条）

**【お問い合わせ先】**

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根

電話番号：048-600-0437

図1 災害発生箇所位置図

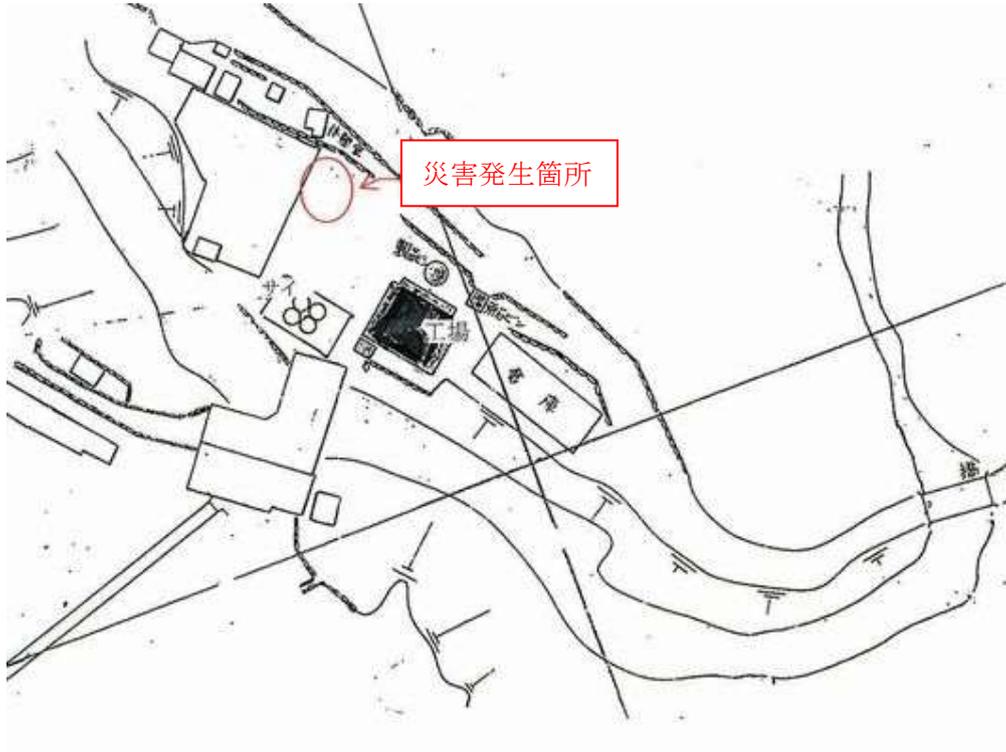


写真1 災害発生箇所の状況



×：罹災者

写真2 罹災状況（再現）



\*罹災者は保安靴を着用していた。

図2 災害状況概略図

